

# 譲渡証明書

次の自動車を譲渡したことを証明する。

車名	型式	車台番号	原動機の型式

譲渡年月日	譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所	譲渡人印
備考		

注 型式の変更等があった場合は、備考欄にその旨を記入すること。

## 【譲渡証明書の記入の仕方】 記入例

新潟運輸支局登録部門

【旧所有者】株式会社北陸信越運輸 新潟県新潟市中央区万代2丁目2番1号が、  
【新所有者】新潟 次郎 新潟県新潟市中央区東出来島14番26号に対し  
平成21年4月2日に自動車を譲った場合の譲渡証明書の記入の仕方です。  
**ボールペンで記入してください。**

譲 渡 証 明 書

次の自動車を譲渡したことを証明する。

車名	型式	車台番号	原動機の型式
トヨタ	E-ABC	ABC-123456	1A

  

譲渡年月日	譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所	譲渡人印
平成21年 4月2日	新潟県新潟市中央区万代2丁目2番1号 <b>株式会社 北陸信越運輸</b> 代表取締役 運輸 太郎	
	新潟県新潟市中央区東出来島14番26号 新潟 次郎	
備考		

  

注 型式の変更等があった場合は、備考欄にその旨を記入すること。

**自動車検査証又は登録識別情報等通知書(一時抹消証明書)を参照し、間違いのないように記入してください。**

**譲渡人印は譲渡をした人(旧所有者)が**実印**(二輪は認印可)を押印してください。譲受する人(新所有者)は押印しないでください。**

**〈注意〉**  
自動車を譲渡する者は道路運送車両法第33条第1項により譲受人に対し譲渡証明書を交付しなければなりません。  
なお、同法同条第2項により譲渡証明書を同一の車両に二通以上交付することはできません。

譲渡証明書は登録の原因証書となる大切な書類ですので慎重に取扱ってください。